

第54回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年12月11日(火) 10:30～11:40

2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 1202会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

内閣府

中村参事官、仲参事官補佐

4. 議 題

- (1) 国民の信頼醸成に向けた取組について(案)の検討と意見募集について
- (2) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について
- (3) その他

5. 配付資料

- (1) 国民の信頼醸成に向けた取組について(見解案)
- (2) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告
- (3) 第46回原子力委員会定例会議議事録
- (4) 第47回原子力委員会定例会議議事録
- (5) 第48回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、おはようございます。第54回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

きょうの議題は、1つが、国民の信頼醸成に向けた取組についての見解文の検討と、よろしければ、その意見募集をすることについてお諮りいたします。2つが私の海外出張報告で、3つ、その他です。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からまいりましょうか。

(中村参事官) 1 番目の議題でございます。国民の信頼醸成に向けた取組につきまして、委員会として作成した見解の案文をお手元に配付しております。本日は、この案について、原子力委員会において、ご検討いただくものでございます。

まず、事務局から案の読み上げをいたします。

(仲参事官補佐) それでは、案文の読み上げをさせていただきます。

国民の信頼醸成に向けた取組について（見解案）。

原子力委員会は、平成17年に策定した原子力政策大綱において、原子力の研究開発及び利用に関する活動の円滑な実施のためには国民の信頼が不可欠としている。このためには、活動の透明性の確保が重要であり、国、事業者及び研究機関に対しては、地域社会の人々に対して、種々の活動に関して十分に説明し意見交換をすることや、安全管理の取組や発生した異常事象を公開することが重要とした。この提言に基づき原子力関係機関等は、活動の透明性を確保するために公開資料センター、PR館やインターネット等を通じて、会議資料、研究成果、関係資料等を一般へ公開してきた。また、関心の高いプルサーマル等の取組については、シンポジウムや講演会を原子力発電所の立地地域で開催するなどの活動に努めてきた。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は全電源喪失状態に陥り、これに対する備えが十分でなかったために炉心溶融と水素爆発が発生して、大量の放射性物質を環境に放出することになった。

原子力関係者はこれまで、原子力発電所は、十分な耐震性を有するとともに多重防護に基づく安全確保の取組を行ってきたことから、たとえ事故が起きたとしても大量の放射性物質を環境中に放出する可能性は極めて低いと説明してきたが、今般の事故により、安全に関するこうした説明はもはや信用できないとして、国民の原子力関係者に対する不信が高まった。政府のエネルギー・環境会議による国民的議論において、国民の多くが脱原子力発電依存を望んでいると結論された背景には、こうした不信があるものと考えられる。

その結果、この議論も踏まえて策定された革新的エネルギー・環境戦略は、原子力発電に依存しない社会をできるだけ早期に実現することを目指すとしている。同戦略は同時に、グリーンエネルギー革命の実現を目指す過程において、安全性が確認された原子力発電所を重要電源として活用するとしている。このことを可能とするためには、国民が、原子力発電所の安全性は確保できるのか、使用済み燃料の管理や最終処分をどうするかといった

点について、不安や懸念を持っていることを真摯に受けとめて、国や事業者が、各種の東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関する事故調査委員会の提言を踏まえて、いかなる考え方に基づいて今後の安全確保の取組を改良・改善して進めていくのかを丁寧に説明するとともに、使用済み燃料の取り扱いについても、改めてどういう考え方でこれに取り組もうとしているかを示し、協力を求めていく必要がある。

この取組で最も重要なのは、説明責任を果たすこと、正確な情報を開示すること、取組・決定等の透明性と、こうした意思決定過程への国民の参加を保障すること、わかりやすい説明と双方向コミュニケーションを心がけることであると考えます。

(説明責任)

第一に、それぞれの課題に対して責任を有する人・組織がどのような目標を持って、どのように取り組んでいるかを国民に明らかにすることが大切である。すなわち、こうした課題にかかわる組織は、それが国民のための取組であることを自覚して、その自覚に基づいて諸行動を企画・推進し、課題解決に取り組んでいることを国民に絶えず説明する責任を果たさなければならない。

(正確な情報の開示)

第2に、これらの課題を解決するための取組について、正確な情報をタイムリーに国民に提供することが大切である。例えば、安全確保については、原子力発電所にはどのような脅威があり、これらに対して何を目標に、どのように対応しているのかが丁寧に説明されるべきである。また、電源ごとにコスト・環境評価・安定性等について固有の特性があることから、その特性を明確にし、十分な情報を国民に示すことが国民の意思決定過程への参加を保障するためにも重要である。

なお、何かが起きた場合には、正確さよりもスピードを重視すべきである。すなわち、何がなぜ発生し、今後どうなると予想されるのかについて、不確かさがあることを明示した上で迅速に伝えなければならない。

(透明性と国民の意思決定過程への参加)

第3に、意思決定に至る過程の透明性を高めるとともに、国民に参加の機会を提供していくことが重要である。行政の意思決定過程の透明性向上については、行政資料作成から専門家や利害関係者の意見聴取、そして意思決定に至るまでの過程について、追跡可能となるような仕組みを整えるべきである。また、国民の関心の高い課題であればあるほど、可能な限り早い段階から広く国民が知ることが可能となるようにし、国民が意見を述べる機会を提供

することに努めるべきである。

(わかりやすい説明と双方向コミュニケーション)

第4に、国民への説明に当たっては、正確であることを前提条件に、明確で平易な表現を用いてなされるべきである。正確さと平易さの要求を同時に満足するのは容易ではないが、既に裁判所の判決文が普通の日本語を用いて書かれるようになってきたし、行政機関は絶えずこのことについての啓発活動や研修を行うとともに、資料の作成、説明準備過程において、この観点からのチェックを行うべきである。また、対話の機会を積極的に設けることで、国民の意見や疑問に対して真摯に耳を傾け、コミュニケーションを通じてお互いにわかり合う努力を払うことが重要である。すなわち、国や事業者がみずからの取組について国民に説明する際には、一方的に説明するのではなく、対話を通じて相互理解を深め、お互いの信頼関係を醸成する双方向コミュニケーションを行うべきである。また、これをより円滑に進めるため、そうした取組においてコミュニケーションの専門家を活用することが考えられる。

エネルギー政策や原子力政策に関しては、上述の4つの重要な要請を踏まえた取組は、国民全体に対して行われるべきである。一方、原子力関連施設などの特定の施設に関しては、当該施設に近い人ほど関心が高いと考えられるので、そのことを踏まえた取組が必要になる。

国民全体を対象とする国の取組については、原子力政策の決定に当たって、その過程への国民参加の機会をこれまで以上に整備するとともに、その結果、いかなる反映がなされたかについて丁寧に説明すべきである。また、政策の選択肢を検討する際に、審議会などを活用する場合には、そのメンバー選定に当たって、利益相反や構成の偏りについて十分に考慮すべきである。

一方、事業者は、今後の原子力発電に対する取組の考え方や原子力発電所の安全性向上の取組等について、国民的議論における取組が上述の4つの要請を踏まえたものであったかを反省し、よりよい取組を行っていくことを心がけるべきである。

特定の施設の周辺の住民を対象とする取組は、原子力規制委員会設置法の附則第6条第8項に、「政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとす

る。」と定められていることから、国の関係機関は地方公共団体等と協議することにより、具体的な措置を今後速やかに講ずるべきである。

一方、参議院環境委員会の原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議は、従来からの地方公共団体と事業者との間の原子力安全協定を踏まえ、また、原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、本法施行後1年以内に地方公共団体と国・事業者との緊密な連携協力体制を整備するとともに、本法施行後3年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずることとしている。

この趣旨を踏まえて、今後この具体的な措置を法律等により整備していくことは望ましいことであるが、他方で、安全性が確認された原子力発電所を重要電源として活用していくためには、特定の施設の周辺の住民の信頼醸成のために、原子力発電所の利用の必要性や事業者の安全確保に関する取組等の説明を行うことは喫緊の課題である。したがって、この法体系の在り方等を含めた検討が終了するまでの間においても、国、事業者、地方公共団体は協力して住民との情報共有の在り方について協議し、適切な取組を行っていくべきである。

例えば原子力発電所の場合、当該発電所に係る原子力防災計画を策定する必要がある緊急時防護措置を準備する区域（30キロ圏内）の地方公共団体及びその住民を対象として、その原子力発電所における安全確保や事業計画に係る取組について定期的に情報が提供され、国及び事業者と地方公共団体及びその住民の双方向コミュニケーションの場が整備されるべきである。具体的には、国が、原子力政策に基づいた原子力発電所の利用や、事業者の安全確保の取組に関する審査結果等、事業者が原子力発電所の具体的な利用や安全確保の取組等について情報提供を行い、地方公共団体や地域住民からの質疑応答を行う場として整備されることが望ましい。

なお、これらの取組を法制度化するに当たっては、フランスの地域情報委員会（C L I）の例が参考になるが、検討が必要な点がある。例えば、C L Iは地域以外の代表や専門家、有識者等から構成されているが、我が国の制度における構成員については今後検討が必要である。また、C L Iが事業者に課している責務が、我が国では地方公共団体と事業者との間で締結されている安全協定において事業者に要求しているものと重なる点があるので、これらの取組と安全協定との関係性について整理が必要になる。

このことも念頭に、当面実施する上述の取組の経験も踏まえて、本格的な制度整備に速やかに着手すべきである。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

この見解案、皆様と相談しながらまとめてきたところ、議論が一段落したということで、こうして公開の席に資料を出した次第ですが、これについてご意見をちょうだいいたします。どうぞ、秋庭委員から。

(秋庭委員) ありがとうございます。

ここの見解案の最初にありますように、原子力について3・11以来国民の不信が高まったということは大変残念に思っています。

しかしながら、このことについて不信のまま、国民と国が対立するような意識を持っているのではなくて、今後のエネルギー政策、原子力政策を考えるに当たって、やはり信頼醸成ということが大変重要になっていると思います。そういう意味では、その4つの原則は大変重要と考えています。

原子力委員会でも、透明性を確保するために、さまざまな反省点を踏まえて、現在も取組をしておりますが、私は、この4つの原則のうちの最後の、わかりやすい説明と双方向コミュニケーション、3ページにあります。これについて特にコメントしたいと思っております。

原子力委員になる前から原子力政策に関心を持っておりましたが、なかなか一般の方たちが原子力について理解するには、言葉が専門用語も多く、理解することが大変難しく思っておりました。これが大きなハードルとなって、原子力に対する理解が進まないということがありました。このことを考えても、今まで以上にわかりやすく説明をし、その理解が進むということが大変重要だと思っております。

また、その理解が進んだところで双方向のコミュニケーションは大変重要だと思っております。単に国民が知りたいことに対して国や事業者が説明するだけではなく、コミュニケーションを通じてお互いに理解し合い、そして、よりよい政策に導いていくということが重要だと思っております。今までの説明会やシンポジウム等は、あくまでも情報提供ということにあったと思います。そうではなくて、お互いに同じ土俵の上で理解し合って、よりよい方向に向かうときには、その場をつくるということも大変重要だと思っております。この夏に国民的議論の一環として討論型世論調査が行われましたが、あのような新しい相互理解の場を今後とも考えていく必要がありますので、コミュニケーションの専門家も今後活用して、その新しい相互理解の場を設定していくということが重要だと思っております。

そして、この見解案の後半のところ、フランスのC L Iを例示して、日本の立地地域においてもこのような仕組みが重要だということを述べてありますが、このことは大変私も重要だと思っています。現在、立地地域では、安全と安心の間で揺れ動く住民の方が大変多いと思っています。このときに、やはり正確な情報を提供し、また、関係者が一堂に集まって正確な情報を共有し、そして、そこでお互いに双方向でコミュニケーションすることによって、信頼を醸成するということが重要だと思っています。

ただ、このフランスのC L Iについて、このまま日本に持ってくるということもなかなか難しいと思っています。この最後のところにも書かれておりますが、日本とまた自治体の制度も違っておりますので、フランスでは地方議員がこのC L Iの構成メンバーとして50%以上であるということが法律に定められておりますが、地方自治制度や自治体の規模や議会の役割について、日本とフランスは違うところがありますので、日本に合った仕組みをつくっていくということが重要だと思っています。既に、フランスのC L Iをモデルとして日本でも、柏崎刈羽原子力発電所のある地域で、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会という組織が10年活動しております。このような経験をもとに、日本に合った組織がつけられ、そして、より地域の方たちが原子力発電所の安全に関して安心していただけるように、取組むということが重要だと思っています。

以上です。

(近藤委員長) それでは、大庭委員。

(大庭委員) すみません、風邪を引いているので、ひどい声ですけれども。

この文書の中の4つの原則、説明責任、正確な情報の開示、透明性の話、それからわかりやすい説明と双方向コミュニケーション、これ、すべて大事なことだと思います。最後の4つ目については秋庭先生が十二分に説明なさったので、私からは3番の透明性の確保というところについて述べたいと思います。例えば、正確な情報の開示をしているつもりで、しかしながら、それが間違っていたということもあり得ます。それは、故意ではなく、過失であってもそうです。そういうことを常に原子力政策では念頭に置いておかなければいけないと思います。

そういうことも含め、私は、透明性ということとともに、ここにありますように、意思決定に至るまでの過程について追跡可能となるような仕組みを整えるということ、つまりトレーサビリティを十二分に担保できるような仕組みを整えることが重要だと考えています。トレーサビリティの確保は、原子力政策を公正な、国民の信頼を得る形で進めていくとい

う上で、非常に大事なことだと思っています。その点を私からは強調させていただきたい
と思います。

手短ですけれども、以上です。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 委員の間でEメールで意見交換をして、今の文章になっているわけですが、読み
返してみると、もちろん趣旨としてはこれでいいと思っているんですが、2点ほど、気にな
るといいますか、追加して書いたほうがいいのかと思うところがあります。

一つは、2ページ目の正確な情報の開示というところですが、上から5行目ぐらい、これ
は電源ごとについての話ですが、特性を明確にして十分な情報を国民に示すことが云々と
あります。ここで重要なのは、その次のところの国民の意思決定への参加というところ
につながるわけですが、十分かつ正確な情報を伝えるということです。その上で私は、専門
家の役割というのがやや軽視されてきた嫌いがあるのではないかと思います。すなわち、
これは利益相反についての関心がやや限度を超えて、極度に専門家の意見を軽視してしま
う動きがあるように思っております。ですから、ここで文章として、多分この「なお」の
前ぐらいがいいかと思うんですが、このためにさまざまな分野の専門家の貢献が必要であ
るといった趣旨のことを入れたらどうかと思います。さまざまな分野というのは、原子力
の分野ということだけじゃなくて、社会科学だとかいろんな分野の人の貢献が、正確な情
報に基づくインフォームド・ディシジョンメーカーキングのために必要であるという観点から
のものです。

それからもう一つ、これは委員長が意図を持って入れられたと思うんですが、「特定の施
設」という言葉が3カ所ほど出てまいります。「特定の」ということで、何を意味するか
というのがどうも明確じゃなくて、「特定の」は要らなくて、単に原子力施設だけでいい
のではないかなと思います。特定というと、なぜ、何に特定しているのかということを示
示的に示さないと意味が十分通じないと思います。私の提案は、「特定の」というの、3
カ所ほど、3ページの「エネルギー政策や」というところの2行目、それから一番最後の
行、それから4ページ目の3番目のパラグラフの3行目、たしかこの3カ所に出てきます
けれども、取るか、あるいは特定というものの意味合いを明確にするか、どちらかがいい
かと思います。

(近藤委員長) 4ページのどこに。

(尾本委員) 4ページの上から3つ目のパラグラフの3行目の「特定の施設の」。

(近藤委員長) これらの「特定の」とは、スペシフィックという意味です。つまり「個別の」という意味です。

(尾本委員) それだったら、「個別の」のほうがむしろいいかと思います。

(近藤委員長) 「個別の」のほうがいいですか。

(尾本委員) 特定原子力施設というのは、既にもう決まった用語として定着しておりますし、「個別」でいいと。

(近藤委員長) そうしましょう。ありがとうございました。

ところで、この紙、実はなかなか苦しいことになっているところがあります。一つ目、前段は公共政策に係る決定を行なう人々の振舞の原理原則を書いているんですが、これ、何で今さらということがちょっと気になっています。今やこういうことを言わなきゃならなくなっているという認識からなのか、これは大事なことから、念のために言っているのか、質問されたら、どう答えるのかと。正直なところは、大事なことは何回丁寧に言ってもいいんじゃないかという気持ちで書いているんですけども。ここを読んで、そういう思いが伝わるか、説明することでもないと思うのですが。気になっています。

それから2つ目は、この原則、4つに分けたんですけども、実際にはこれは全部つながっているんです。最後がわかりやすい説明・双方向コミュニケーションになっているんですけども、一番大事だと思っているのは、透明性、オープンであることに責任があるということなんです。ところが、この順番で書いていると、それが伝わるかということも悩ましい。仲よくコミュニケーションできればいいやというのが原子力委員会の姿勢ですかと誤解されてしまう可能性もあるんですね。で、この順番が本当にいいのかなと。でも、皆さんの思いがそれぞれの項目に込められて厚くなってしまったので、結局、全体を通して本当に言いたいことが伝わるのかなと若干気になっている。もはや、4つばらばらでもいいや、4つの重要な要請と読めるほどになっているんですが、そう読まれてもいいやという思いもありますが、それでいいのかなとも思うところです。

それから、もう一つ気になっているのは最後のところです。国民全体に対してオープンであるための取組とは国民が関心をもつ情報を分かりやすく出す、やり取りをして、お互いに分かり合うように努力する、また、行政決定に利害関係者は参加できるようにすることで、決定に際して意見を聞く仕組みを整備すると云うことになるのですが、討論型の世論調査は、結果を政策決定に反映するといわれれば、国民に意思決定過程への参加を求める手段と思うんですけども、それが行政決定においていつも使うべき手段かとなる

と、そういう議論はまだ十分なされていないんじゃないかと思えますし、それがコミュニケーションの手段といわれると、それはちょっと違うんじゃないかと思えます。で、全国的な意思決定、全国民を対象とするときのオープンな取組がどうあるべきかについては、ここは丁寧に説明するとか、審議会等々の在り方とかも書いてあるんですけども、これだけでいいのか、中途半端かもしれない。しかし、この紙では、とりあえずこの4つの重要な要請を踏まえて政策決定をなしていくべきということで、とりあえず、見慣れた取組についてこうなるべきということを取りまとめているのです。

それから、最後のところは、国会がそういう法律にそういうことを書き込んでいることと、それから附帯決議をいただいているということがあるので、もはや私どもが何か言う必要もない、行政がこれを受けてなすべきところと思うんです。ですから、いわば念のため、こういうことが国会の意思として示されているので、きちんとやってくださいということを行っている、そういう立場の記載です。附帯決議を見ると、本法施行後1年以内に制度を整備し、3年以内に法的な措置も含めて検討と、スケジュールまで書かれているわけです。具体的に今これを受けて関係行政機関が何を考えているかについて、お話を伺ってから書くべきなのかもしれないんですけども、いまは動きが見えない。それに、原子力委員会とすれば、大綱策定会議の場で、この問題を取り上げ、議場でご意見をいただいたのです。せっかくそれなりの議論をいただいたところですから、この見解を取りまとめる活動に当たって、そうした会議でのご意見も踏まえて、原子力委員会の考えているところを明らかにしていくべしという方針を決めたので、こう考えているんだということを申し上げることはいいのかなということで書いたのです。これが上で言っている1年以内にやるという取組と合っているので、速やかに進めていただくことを切望すると、そういう趣旨で書いているんだということが伝わればと思っているところです。

ただ、この付帯決議等でも参考にしたと見られるC L Iについては、べた褒めの人もいるのですが、私の理解では、国の成り立ちというか、中央集権制に根差した仕組みであることが確からしいので、我が国で何かするとしても、何のためにというところから考えて、自分たちで制度を発明していかなきゃならないはず。だから、とりあえずは、そういうことを考える場所をつくるべきだということ、まずは言ったほうがいいんじゃないかという議論もありえると思ったんです。けれども、現在ただいまは、30キロという問題が生じた瞬間ですから、その範囲におけるコミュニケーション機構がないのはおかしいので、とにかくそういうものを整備すべきであると言ってしまってもいいかと、こう書いたのです。

その背景的なことで、私が皆さんと議論したのを若干明らかにすると、そういうことなのかと思いますが、そういう思いで書いたこと。そして、これを原子力委員会の見解として取りまとめるとして、国民の皆様のご意見を伺うこと、よろしいでしょうかね、ご意見をいただければと思います。

(秋庭委員) ぜひご意見をいただきたいと思いますが、委員長の今のご説明を伺っていて、慎重にすべきとは、諸問題を考えつつ慎重にし、今、原子力委員会がこのようなことを言う必要があるのかという根本的なことがあると思いますが、しかしながら、やはり今一番大切なことは国民との信頼関係だと思っております。その信頼関係を構築する、醸成するためには、大事なことがやっぱりこの4つの原則であって、委員長から、仲よくコミュニケーションすることでもいいのかとおっしゃられましたが、仲よくすることすら今できない状態ではあります。コミュニケーションということは単に仲よしのことだけで終わるわけではなく、よりよい政策決定への道筋として、私は大変重要なことだと思っています。意識決定過程への参加ということにつながるものとして、やはり考える必要があると思っています。ということで、ぜひこの見解案を、国民の皆様にご意見を伺いたいと思います。

(近藤委員長) いわゆるわかりやすい説明と双方向コミュニケーションというのは、政策決定過程への国民の参加を可能にする前提条件ということですね。そうだったら、本当は意思決定過程のプロセスの設計においては、わかりやすい説明と双方向コミュニケーションはとても重要であると、そういう書き方になるのかと思ったりもします。分けてしまったからしょうがないのだけれども。

(大庭委員) すみません、4ページ4パラの、コミュニケーションの場をきちんと整備するという部分についてです。すなわち、国・事業者と地方公共団体と及びその住民の相互コミュニケーションの場が整備されるということですが、そのような場が整備されるということは、これは単にコミュニケーションで終わるのではなくて、それが政策決定に反映されるような、そういった場が設定されなければならない、という理解をしていたのですが、そのような趣旨ではないのでしょうか。コミュニケーションだけしていればいいのかという言い方はちょっと乱暴だとは思いますが、しかしながら、結局決定をしなければならぬとわけで、すなわち、決定にどうコミュニケーションの結果が反映されるかが大事だと思っています。そのことを拾うのが4ページの4パラ目だと思っていたんですが、そういう位置づけではないのでしょうか。

(近藤委員長) そうです。ただ、フランスのC L Iは、法律にもあるように、情報委員会なん

です。徹底して、関心のある情報を伝えるという意味でのコミュニケーションの場の整備なんです。でも、それを決定プロセスへの参加の場と整理していいのかということがあるんです。そこがややあいまいになっているんです。勿論、その場で認識された人々の問題意識が政策決定の内容に反映されるから、それも政策決定過程プロセスだという解説をなす人もいるんだけど、C L Iの実態が実は余りよく知られていないためではないか、私が調べた範囲ではそうでもなくて、やっぱり情報提供の場だと。政策決定というのは、今まさにエネルギー問題について討論会をずっとやっているように、別の形でやっている。

国会の決議も、実は、災害時、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかにとある。つまり、これも関係者間の情報開示の仕組みを整備しなさいということを行っているんです。

だから、情報提供の問題と意思決定過程への参加の問題とは区別したい。それがあると何でもできちゃうような感じで整理するのはどうかと、私は気になっているんですけどね。

(秋庭委員) よろしいでしょうか。私もそう思います。ですから、あくまでも日本版地域情報委員会をつくるとすると、意思決定の場とまた別に、情報共有という位置づけのほうがいいと思います。情報共有することによって、お互いの認識が高まり、別の場所で意思決定するときそれが反映されると考えたほうがいいと思います。

それで、今の委員長のお考えに基づいて、もし直すとする、かえってもっと原理原則的な、2ページの2パラ目の、この取組で最も重要なという以下のところで、2行目、透明性とした意思決定過程への国民の参加を保障すること、わかりやすい説明と双方向コミュニケーションを心がけることであると考えするという、ここを、わかりやすい説明と双方向コミュニケーションによって意思決定過程への国民の参加をとるように、これを前に持ってくると、こうすることによって意思決定過程へ国民の参加ということに結びつくというほうがいいのかと思いました。

(大庭委員) そうすると、この4つの原則の順番が変わってきます。

(秋庭委員) 順番は変わってきます。

(近藤委員長) 変わりましたね。それで悩んでいる。私が最初に書いたときは、わかりやすい説明というのは最後につけたんです。いろいろあるということで、わかりやすさというのは重要だと思って、独立したパラにしていたのだけれども、そこにいろいろ思いがこもってしまったから、重くなってしまったんですね。そこをちょっと、意思決定過程への参加まで含めてコミュニケーションの問題を意識すると。つまり、利害関係者を意思決定過

程に参加させるといことが大事だという話と、情報を提供するときにはわかりやすさがなきゃしょうがないという話とが、本来独立だと思っていたんです。それをカップルにすると、ちょっと私自身の頭の体操がうまくいっていないというところで、いろいろ申し上げているんですけども。

いいわけになります、私も1週間海外にいたものだから、余り参加しなかったので申しわけなかったんですけども、そここのところが整理できれば。秋庭委員のおっしゃったような整理、わかりやすさという話を当然に意思決定過程に対するリクワイアメントについて書くということもないわけじゃないですけども、意思決定過程というものに対する参加の保障ということも大事だということは、それで、ある意味では原則ですよ。だから、それだけここは書けばいいんで、具体的な展開のところ、わかりやすさとか双方向型のプロセスが実際にはいいんだとか、そういうことは応用問題として書くという手もあるんですけどね。

すみません、こんなところでいろいろと言い出して。これから皆様にご意見をもらうのに、自分たちのほうが整理されていないと困るので申し上げました。

尾本委員のおっしゃられた専門家の役割の話、確かにそういう切り口はどこにも書いていないことは確かです。正確な情報提供という場合に、実は当然のことながら、正確さというものは何かということになると、例えば科学的合理性とかそういうことがあって、それは担保できるのはどういうことかということ、専門家の役割ということに多分なるんだと思いますけれども、そこまで踏み込んで書いてないことは確かですが、正確な情報の開示というところにそれを書くのがいいのか。全体として、プロセスにおける専門家の役割というものをどう位置づけるかという議論をちゃんとしていないということは確かなんですけどね、実際は。ですから、そこへほうり込むのがいいのかどうか。

次の審議会、どこかに審議会の話を書きましたよね。

(秋庭委員) 3ページに。

(近藤委員長) 3ページにね。ちょっとそここのところがばらばらになってしまう可能性があるんですけど。3ページのほうで審議会のところ、審議会を使うということが一つの手段として書いてあるわけだけど、それも、3ページのほうも、そう言われ、逆にそこで突然出てきているという感じもないわけじゃないですよ。その4つの原則と、それから審議会の関係というところの整理ができていないということはあるんですけど、確かに。

(尾本委員) よろしいですか。

(近藤委員長) はい、どうぞ。

(尾本委員) 専門家の役割という切り口で、全体を通して別途文章を設けるというのもあるかと思うんですが、むしろそれよりは正確な情報の開示という範疇の中で、国民のいわゆるインフォームド・ディシジョンメイキングに関与するという上で、正確な情報を与えなくちゃいけないと考えています。ですから、例えば文章としては、さっきとまた違うことを言っているんですが、この正確な情報の開示のところの4行目に「また」というのがあり、電源においてはこうだという例が挙げてありますけれども、その前に「正確な情報の提供のためにさまざまな分野の専門家の貢献が必要とされる」という文章を入れたらどうかと思っているんですが。

(近藤委員長) なるほど。ただ、見出しと合わなくなりますね。だから、正確な情報を開示するということと、そもそも情報をつくるプロセス、情報を用意するプロセスの話をしているんです。そういう意味では、この取組でというのは、この取組という、一貫してこのところは丁寧な説明をしましょうということになっていて、その取組のためにはこういうことが重要ということ。ちょっと自分でトートロジーになっているところが若干あるので、少し整理する。出だしのところから少し政策決定過程も含めたことになっているという、この取組の中身が少し、2ページの頭の2パラの「この取組」というところの、これの中身はちょっと見にくくなっているところから整理をして、そして、それを言って、今度はプロセス論で専門家の役割をどこかにきちんとうたう、としたほうがいいんじゃないですか。

これはこれで、説明責任があるとか、正確であるとか、透明性とか、あるいは意思決定へ参加を保障することというのは、いわば原理原則、それ自体はもう間違っていないわけです。ただ、そのためには当然のことながら専門家を有効に活用することが必要であるという事は、このツール、手段の世界で言うとしたほうがすっきりするんじゃないですか。

(尾本委員) はい、それがいいと思います。

(秋庭委員) よろしいですか。私はどちらかというと、もし、専門家の役割というのは正確な情報のところではなくて、双方向コミュニケーションというのはいわば手段のようなものですから、そのときにやはり専門家の役割があるのかなと思うんですが、それは違うんでしょうか。

(尾本委員) いや。私になぜそういうことを言っているかということ、このペーパーの重要な点は、議会制民主主義の国家の体制の中で、意思決定への国民の参加というものをどういう

格好で、どういう場をつくっていくか、なぜつくっていくかということだと思っ
たんです。そのとき重要なのは、いかに十分かつ正確な情報を提供することができるか、これが非常に重要なポイントで、その上で専門家の役割が大切だと、こういうロジックです。確かに、双方向コミュニケーションのところでは専門家が参加する、これももちろん、その過程では否定するものではありませんが、私のロジックは先ほど言ったようなことで、意思決定への参画の上での十分かつ正確な情報の提供というコンテキストで専門家を登場させています。

(近藤委員長) 尾本委員の言われたことは、この取組のところに実は集約されてしまうと思うんですけどね。つまり、議会制民主主義だから、政策はすべからず本来的には立法府が決めるんだと言ってしまうと、それはピリオドになっちゃうんですけどもね。ですけど、実際としては、立法府は多くを行政機関に投げているわけです。ですから、行政機関が行政処分という格好で物事を決めていくということがあるわけで、そのプロセスが今度は、それについても、処分、非処分というか、行政機関にかかわる利害関係者の意見を十分聞いてなされるべきだと。そのところの担保の議論に実は限定していますということを使うか言わないかということになります。

(大庭委員) 行政府優位ということですね。

(近藤委員長) 立法府に対しても国民の関与ということはあっていいじゃないかと。それは、選挙以外は立法府に関与できないのかという議論が一方であって、そこについても我々は物を言うのかとなると、そこは多分のりを越えるという世界になっていて、だから行政行為に対して原子力委員会が、原子力政策を決定するという責任を負っているところ、それが5人だけで決めていいのということ、いや、そういう国民参加という機会を用意して、そのご意見を聞いて、説明してと、そのプロセスを言っていますということだと思っ
たんですけどね。だから、議会制民主主義なんて話をここへ書くと。

(尾本委員) いや、それを書こうとか、そういうことを言っているわけでは全然ありません。

(近藤委員長) そういう整理で、ここの取組というのはそういうことだということが少しわかるようにするというのと、そうすると、その専門家の位置づけというのは、コミュニケーションにこそというか、それは多分違って、それだけじゃないわけで、まさに正確な情報をつくるためにどうするかということがあるに相違ないわけだから、専門家の役割ということはきちんと書いてみたほうがいいように思いますけどね。

(大庭委員) 議会制民主主義は多元的民主主義と言いかえれば。でも、別にそれを入れ込む必

要もないということですね。

(近藤委員長) ええ、そこまで話を広げるのはちょっと。

わかりました。それでは、今のようなことで、「この」「その」とか、ややはしょって書いたところについて少し整理するということ。特にここで言っているのは、そういう行政機関の、まさに多元的に、そこだけに限定する必要はないと言われるかもしれないけれども、一応ここでは行政機関の決定にかかわることについて言っているんだということに限定したほうがわかりやすいということで、限定させていただくことと、それから、この順番ももう一度考えて、何がポイントかというところ。4つそれぞれ、それ自体固有の意味を持って重要だと私は思うんですけどね。説明責任というのは当然だし、それから、情報は正確じゃなきゃならないし、それから、意思決定過程への参加ということも重要です。わかりやすい説明というのは、当たり前じゃないかということになって、これは憲法というか、4本柱にするかどうかということもあるんですけども、やはり大事なことだということで書いてみたんですけども、そこへ、まさにそれが委員は、双方向コミュニケーションというのは一番わかりやすい説明の趣旨にかなうんだということまで言うかどうかだと。それは、ここはそういう整理だとした上で、最後に尾本委員の言われたところで整理をしていくことにするといたしましょうか、

それから、そういう意味で、この上、それから最後は、4ページの最後は、結局のところ国会でお決めいただいていることは、主として情報共有に限定して、安全協定型とか、そういう意味の連絡とか、そういうことが念頭にあるようですけども、それだけでいいのかということがちょっと気にはなるんですけども、ここでは、双方向コミュニケーションの場が整備され、情報提供に限定しない書き方になっているんですけども、これでいいかどうかということですね。ちょっと気にはなるんですけども、これは原子力委員会としては、このことを、こういう活動、取組については、そういう性格があるべしということを使うということですね。

(秋庭委員) 重要だと思います。

(近藤委員長) それでは、そういうことで、ちょっともう一度頭の整理をさせていただいて、基本的にはこれを、今日いただいたご意見を踏まえて修正したものをもってパブコメに付すということにさせていただくということで、よろしゅうございますか。

それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

次の議題。

(中村参事官) 2番目の議題でございます。近藤委員長が12月4日から12月8日の日程でアメリカに出張いたしまして、第5回の日米官民原子力ラウンドテーブルに出席されております。そこで関係者との意見交換等がございましたので、その概要について近藤委員長からご説明をいただきます。

(近藤委員長) 3ポツにありますように、ハワードベーカーフォーラムとヘリテージファンデーションの共催で、アメリカン・ビューポイント・オン・ジャパニーズ・ゼロ・ニュークリア・オプションという会議がありました。私は、どういうわけかコンクルーディングリマークを、閉会の辞を述べるようにということで、役割で呼ばれて行っていたんだということでございます。会議は、こういうやや刺激的なタイトルですが、したがって、アメリカの方がいろいろ勝手にしゃべるということだったわけですが、主催者がいろいろ日本のことを心配しているということで、こういう会議を開催したということを発表していました。

冒頭、高原資源エネルギー庁長官が、日本の会議の決定、閣議決定の内容を、原子力政策を中心に紹介をして、あしたからゼロにするというわけでもないんだということをご紹介したということではありますが、いろいろと世論調査の結果等もご紹介されていました。

それで、今度はアメリカから福島事故を受けてどうしたんだということについて、NRCのオステンドルフ委員が対応について説明をしたと。これはよく知られていることで、ご紹介するまでもないこと。

それから、アレキサンダー上院議員はテネシー州出身の上院議員で、テネシー州には日本の車メーカーなんかも進出していて、日本との関係が深いということもあるのか、彼が日米関係の重要性についていろいろ見解を述べたと。

それが基調講演でありまして、それで、その次にNEIのファートル会長と、全米科学者連盟のファーガソン氏とか、GEニュークリア・エナジーのスミス副社長、4人が——これ3人ですね。間違いかな。4人というのは、この司会のスペンサーさんを入れて4人ですね。

それで、これについていろいろと議論をしたということですが、そもそもスペシフィックなことを言うという立場でもなく、よその国のことなので、みんな慎重な物言いでしたけれども、一応一般的に言うということで、日本の輸出依存型の経済の中で、電力供給を供給不安定な資源に依存するとなるとどうなのかということ、よく言われていることですね。

それから2つ目が、再生可能エネルギーに対する可能性についての見方。結局はガスと石炭の依存度がふえるんじゃないかということで、地球温暖化対策等の国際的責任をどうする

んだということ。

それから、日米関係という意味では、米国の原子力産業に対する悪影響のみならず、国際核不拡散体制に対するコミットメントの低下にかかわる悪影響というものをどう考えるのかということ等々、どこでも言われていることですが、それをそれぞれ一応お話しされていましたが、基本的にはしかし、最後に3行しか書いていませんけれども、そこにありますように、これまでの経験に鑑みればと、TMIの経験などを踏まえてみると、今大事なことは、やはり事故で失われた人々の信頼の回復に努めること、あるいは、信頼されるための規制機関の確立とか、それから、安全確保の取組をきちんとやる、そしてそれを丁寧に説明していくと、そういうことに日本としてきちんと取り組むことが短期的に大事じゃないかなということが、友人としてのサジェスションという意味で、時間を割いてお話しされていたように思いました。

いろいろ質疑もあったんですけども、印象に残っているのは、TMI事故の後はアメリカだって大変だったんじゃないかというような質問が合ったのが1つ。これはしかし、よくある誤解ということで、ファーテル氏が、TMI事故で発注がとまったとか、そういうことでもなくて、それ以前に、オイルショックの後、エネルギー需要見通しが変わったこととか、それから金利がとてつもない値、二桁になって、発電コストというか建設費は10倍にもなっちゃったとか、そんなことがあって、そのさなかにTMI事故が起こったということが事実だということを強調していました。

それから、ここへ書いていないんですけども、例えば、どこで事故が起きても、それは世界じゅうに影響が及ぶという、そういうことからすれば、どう考えるとか、むしろアメリカの問題としてアメリカに影響はないと考えていいのかというような、ちょっとそちらのほうアメリカン・ビューポイントとして重要だという。アメリカン・ビューポイントというのは、アメリカに対する影響という意味のほう議論すべきことじゃないのかという、そういうこの会議全体についての疑問というか、問題提起のような質問もありましたけれども、そんなことでパネルが終わったということです。

私からは閉会の辞ということですが、自分たちのことを外から見る機会を与えてくださったことはありがたいことだということをもまず申し上げた上で、日本としてというか、原子力委員会としては、この事故が起こってから、政策決定者に対して、主として4つのガバナンス課題がありますと指摘し、提言をしてきたと申し上げました。すなわち一つは、福島復興を目指して除染等の技術開発を急いで、地域社会にこれを展開していくというこ

とがとても重要だと、知恵の動員の仕方等を申し上げたと。

それから2つ目が、サイトのクリーンアップ活動、これは大変時間のかかるものでありますので、研究開発機関を含む関係者、さらには内外の知見、知恵を結集するとか、そういう取組の仕方が重要だということを申し上げてきましたと。

3つ目としては、事故の教訓をくみ取って、シビアアクシデント対策を充実して、安全文化を見直していただく一方、規制制度や当事者責任を果たす仕組みを整備するということが重要ということも申し上げてきたと。

それから4つ目として、新設ゼロということについての対応をどうするかということについて言えば、3・11以前からも、今後10年間の新設の計画はそんなにたくさんなかった。むしろわずかしかなかったと言うべき状況であったから、産業界は既にそれに備えて既に行動をしていたはずなので、そういうことが決まったからといって、特段急いで何かをしなきゃならないことはないのかもしれないという理解にたって、その影響としての核燃料サイクルの在り方とか、国際関係の在り方について、きちんと中長期的観点から取組を考えていくということが大事。ただ、人材については、そうした社会的雰囲気の中で、大学の専門を変えるとか、そういう問題が短期的に起きていますし、それから、産業界の能力というのは、ほっとけばディクラインしてしまうところ、これは国民の財産という見方もできるわけですから、それについて今後どう生かすかについては早期に検討を始めていくことが重要とお願いしてきた。そういうことを申し上げて、今後ともいろいろご意見をいただきたいというようなことを言って終わりました。

以上が会議の概要です。なお、会議の前後にいろいろな人に出会ってきました。特に内容をご紹介するようなものはありませんが、DOEのライオンズ事務次官補は、今後の取組、研究開発の取組、特に第四世代の原子力安全と。これは、この間の研究開発の見解に書いたことかと思えますけれども、こういうことについて、それはアメリカとしても非常に関心があるということでありました。

それから、規制委員会のマクファーレン委員長、マグウッド委員、アポストラキス委員それぞれにお会いしてきましたけれども、マクファーレン委員長とマグウッド委員は、今週福島に来るということで、またすぐ日本で会いましょうということになったんですけれども、やはり福島の除染活動等については強い関心を持っていました。

それから、モントレイインスティテュートのシャイマン教授、シャイマン教授は昔日米協定の改定のときに国務省の担当官で活躍した方で、日米協定の生みの親とも言うべき人な

わけですけれども、今後のそういう核不拡散をめぐる取組の在り方について、若干の意見交換をしました。

それから、NEIのファータール理事長はパネリストだったんですけれども、いろいろ産業界としての取組の在り方についてご意見を、意見交換をして、特に電気事業者、ジェイインポというようなものをつくったということなので、それについて、どう育てていくかというようなことについて、いろいろと彼はサジェスションをしてくださったということです。

それから最後に、佐々江駐米大使にお会いして、佐々江大使はまだ大統領に信任状を出していないと言っていましたけれども、原子力問題は引き続き重要なのでよろしく、ということをお願いして帰ってきました。

以上です。

何か質問ありますか。どうぞ。

(尾本委員) よろしいですか。質問が1つと、それから感想めいたことですが、これは最初のページにあります、ハワードベーカーフォーラムとヘリテージは、今後ずっと共催という格好でやっていくんでしょうか。

(近藤委員長) 多分そうじゃないと思いますけどね。

(尾本委員) 今回だけということですかね。

(近藤委員長) 今回だけ。

(尾本委員) それから、感想というかコメントですが、3ページの上にあるファータール会長の言っているという、TIM事故はこの過程で起きたので、事故がそれを招いたという誤解は、まさにそのとおりでして、私は80年代に3年ほどアメリカにいたんですが、こういうことを何度も聞かされたし、かつ、自分でもデータを見ますと、70年代の石油ショック以降、火力、原子力を問わず、キャンセルが多発しているんですね。79年よりも前にそれが生じている。

今、アメリカの原子力の新設は既に鈍化していますけれども、これも福島事故が招いたと後で言われるかもしれないけれども、一番重要なのは安いシェールガスが出てきたということで、これもまた誤解のもとに将来なるかもしれません。データを客観的に見て、正確な情報を提供するということが非常に重要だと私は思います。我々の先例、見解案とも関係しますけれども、そういう印象を持ちました。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ここで書かなかったんですけれども、もう一つ、新聞にも出ていますけれども、DOEが中小型炉ね。中小型炉という表現が適切か、スモールモジュラーって言葉のほうが重要な意味が、中小型炉って日本語にはないのでですけれども、あれに金をつけたということが話題に、ひとしきり話題になっていました。でも、これは本当にどう評価するかというのはなかなか難しい。いろいろな人と——これはここに書いていないですけれども——議論してきた結果では、やはり今やアメリカブランドの原子炉が事実上ないわけですよ、国際社会で。そういう意味で、何とかしてアメリカブランドの原子炉をとという気持ちはどうもあるらしくて、中小型炉にアメリカが金つけているのは、何とかしてメイド・イン・アメリカの原子炉、輸出できる原子炉をつくりたいという、どうもそういう思いがあるようですね。ですから、今、中小型炉の世界はまだ海のものとも山のものともわからないわけですけれども、市場調査ではある程度のマーケット・セグメントのサイズはあるということなので、そこで何とかしたいということで、DOEだけじゃなくて商務省も割と熱心だということのようです。今は韓国が大型も小型もものにして、日本を超えるべくねらっているんです。ですから、我々としては、この辺りについて、いろんな意味の頭の体操はしておく必要があるという感じを持ちました。これは書くほどでもないと思って書いていませんけれども、念のため申し上げます。

それでは、これはこれでよろしいですね。

次回予定を伺ってまいりましょうか。

(中村参事官) 次回予定の前に、事務局から資料3号、4号、5号をお配りしておりますので、ご紹介をいたします。これは、第46回臨時会から第48回臨時会までの議事録でございます。

それから、次回の予定でございますけれども、第55回の原子力委員会定例会につきましては、12月18日、来週の火曜日を予定してございます。時間はいつもと違いまして、どうも案件が多そうなので、いつもよりも30分早めまして10時からを予定したいと思います。場所については、この会議室を予定しております。

以上です。

(近藤委員長) これで終わってよろしいですか。

それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。

—了—